

こどもの権利の啓発テキスト解説動画制作業務委託仕様書

本仕様書は、「こどもの権利の啓発テキスト解説動画制作業務」の委託を行うため、福岡県と受託者が業務委託契約を締結する場合に必要な基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

1 委託業務名

「こどもの権利の啓発テキスト解説動画制作業務」委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

3 目的

こどもが生活する様々な場面で自分の意見が言える環境づくりを進めるため、こどもに関わる大人がこどもの権利を学び、日々の関わりの中で実践できるよう、啓発テキストを解説する動画を制作する。

4 業務内容

教職員や保育士などこどもに関わる大人に対して、YouTube、県ホームページでの配信、研修などに活用するための動画の制作に係る全ての業務

①企画・構成案の作成

- ・動画視聴者（ターゲット層）は、教職員や保育士、こども食堂運営者などこどもに関わる大人とし、学校や保育所などの各施設で実施される職員向けの研修の場で活用される動画を企画すること。

【動画の活用場面（イメージ）】

各学校が実施する教職員向けの研修、各保育所が実施する職員研修、こども食堂運営者向けの研修 など

- ・企画にあたっては、県が作成した啓発テキスト「「聴く」からはじめるこどもの権利」を十分に参照すること。

【「「聴く」からはじめるこどもの権利」掲載 URL（県ホームページ）】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomonokenri.html>

- ・ターゲット層が上記啓発テキストを手元に置き、映像と併用しながら学習（受講）できるよう、専門家が講師役として研修を進行する演出や、グループワーク等を促す画面表示（一時停止の指示等）を組み込むことも想定した構成とすること。
- ・こどもの権利に関する知識を有する専門家による実写解説を基本としつつ、ターゲット層に必要な知識や情報を知ってもらうきっかけとなるよう、適宜アニメーションや図解を交えるなど、視覚的、聴覚的にわかりやすく伝えるよう工夫すること。なお、起用する専門家は1名とし、福岡県と協議の上、決定すること。

②動画内容

以下のテーマとすること。

- (1)こどもの権利について
- (2)こどもの意見の聞き方について
- (3)こどもへの対応方法

③動画仕様

- ・動画時間は10分程度とし、テーマ別で計3本を作成すること。
※動画のテーマに応じて本数が変更となる場合は、合わせて提案すること。
- ・動画の画角は16:9とし、HD画質とすること。
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット等の一般的な端末で表示可能なものとすること。
- ・YouTubeに掲載可能な保存形式とすること。

④制作及び実施内容

- ・制作に係る以下の作業は、原則として受託者で行うこと。

【制作に係る作業】

企画、台本作成、演出、出演者（専門家等）との日程調整、撮影準備、撮影、編集、ナレーション、収録、音響効果、納品

- ・各動画に盛り込む具体的な内容については、県と専門家が協議の上で受託者に提示するものとする。受託者は、提示された内容に基づき構成案を作成した上で、県及び専門家の監修を受け、その指示に従い必要な修正を行うこと。
- ・撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽やナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。ターゲット層を惹きつける魅力的なコンテンツとなるよう工夫すること。

⑤動画サムネイル

- ・ターゲット層の目を惹くようなサムネイルを作成すること。

⑥その他

- ・納品までに県及び専門家から複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・成果物の審査に伴い発生する修正作業に係る一切の費用は本契約金額に含むものとするが、事前に県が承認した構成や台本から著しく逸脱する修正や、県の都合による大幅な仕様変更が必要となった場合の取り扱いについては、別途協議するものとする。
- ・専門家への初回の出演打診については県が行うものとする。ただし、出演内諾後の打ち合わせの日程調整、撮影スケジュールの管理、及び出演料（謝金）・交通費等の支払いに係る事務及び経費については、受託者の業務範囲とすること。

5 成果物の納品

以下のとおり成果物を納品すること。

成果物：制作した動画（完成版）及びサムネイルの電子データ

納期：令和8年12月28日（月）

6 成果物の権利の帰属

- ・この業務において得られた成果物に関して、著作権は発注者に帰属するものとする。

- ・受注者は、自ら及び成果物の制作に関与した者をして、発注者又は発注者の指定する第三者に対し、上記の規定により著作権が発注者に帰属する成果物に関して、著作権人格権を行使せず、また、これを行使させないものとする。
- ・発注者及び受注者は、上記に規定する著作権の帰属及び著作権人格権の不行使の対価がこの契約の契約金額に含まれていることを確認する。
- ・本業務における成果物の利用期間に制限は設けないものとし、発注者は無期限かつ無償で利用できるものとする。
- ・業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

7 その他

- ・提案に当たっては、妥当性があり、実現可能なものとなるよう十分精査すること。
- ・受託者は、契約締結後、業務全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い、決定すること。
- ・企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- ・業務の実施に当たっては、データの漏えい、滅失及び事故等の予防並びに個人情報の管理に十分注意するとともに、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。また、関係法令を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。